

中央防災会議 第37回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成 29 年 4 月 11 日（火）8:05～8:19

場 所：官邸 4 階大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

（1）防災基本計画の修正について【決定事項】

（2）平成 29 年度総合防災訓練大綱（案）について【決定事項】

（3）会長専決事項の処理について【報告事項】

4. 閉 会

○松本内閣府特命担当大臣（防災） 防災担当大臣の松本純です。

ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

時間も限られておりますので、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず、中央防災会議会長であります安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○安倍内閣総理大臣 本日はお忙しい中、朝早くから御参集をいただいたこと、御礼を申し上げます。

場所を問わず、さまざまな自然災害が起こりやすい我が国において、国民の生命・財産を守るため、自然災害への対策については不断の見直しが極めて重要であります。

この14日に一周年を迎える熊本地震や岩手県岩泉町の高齢者施設が被災した台風災害など、昨年も大規模な災害が発生いたしました。多くの犠牲の上に得られた教訓を、その後の災害対策に十分に生かし、被害に遭う人を一人でも少なくしていくことが私たちの役割であり、そして使命であります。

本日の会議では、避難情報の的確な提供や、円滑な物資輸送のあり方など、災害から得られた貴重な教訓を踏まえ、防災基本計画の修正、総合防災訓練大綱の策定について、十分な御議論をいただきたいと思っております。

政府としては、本日の会議の結果を踏まえ、災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。皆様の一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ここで報道の方は御退室願います。

（報道関係者退室）

○松本内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移ります。

3つの議題について一括して説明をした後、意見交換を行い、決定事項につきお諮りしたいと思います。議題については長坂内閣府大臣政務官から御説明いたします。

○長坂内閣府大臣政務官 内閣府防災担当大臣政務官の長坂でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

本日は防災基本計画の修正及び平成29年度総合防災訓練大綱がこの会議の決定事項でございます。その他、報告事項が1件ございます。

それでは、議題1の「防災基本計画の修正」について御説明いたします。資料1-1をお開きください。

「防災基本計画」は災害対策基本法に基づく計画で、各省庁の防災業務計画や地方公共団体の地域防災計画などの基本となるものであります。今回の修正は、平成28年熊本地震

及び平成28年台風第10号災害における課題への対応等の反映を主な内容としております。

まず、熊本地震を踏まえ、首長や幹部職員への研修等の地方公共団体への支援の充実、物資輸送の円滑化のための情報共有システムの整備、ICTの活用等を位置づけております。また、台風10号災害を踏まえ、避難勧告等の対象者の明確化や避難情報の名称変更、要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成等について明記しております。

議題1の説明は以上でございます。

続きまして、議題2の「平成29年度総合防災訓練大綱」について御説明いたします。資料2-1をお開きください。

「総合防災訓練大綱」は、国や地方公共団体等で実施する防災訓練の基本的な方針を示すとともに、国において実施する訓練の概要等を示すもので、平成29年度は先ほど御説明いたしました防災基本計画の修正と同様に、熊本地震や台風第10号災害などにおける対応を踏まえた内容としております。

具体的には物資輸送の円滑化に向けたICTを活用した訓練の実施、協定等に基づく広域的応援・受援訓練の実施、避難勧告発令・伝達訓練の実施、要配慮者利用施設の管理者の参加を得た訓練の実施などの内容を新たに盛り込んでおります。

議題2の説明は以上でございます。

最後に、その他報告事項として、会長専決事項の処理について御説明いたします。資料3をお開きください。前回の中央防災会議以降、本日までの間に資料に記載の34件を会長専決いたしましたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、審議に移ります。これらの議題につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

まずは鈴木委員から、お願いいたします。

○鈴木委員 全国知事会の危機管理・防災特別委員長を務めております、三重県の鈴木でございます。

今回の防災基本計画の修正は、いずれも住民の安全、災害対策活動の効率化に寄与するものでありまして、政府を挙げて取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。その上で2点、申し上げたいと思います。

1点目は、物資輸送の円滑化とICTの活用についてであります。熊本地震を教訓に、物資の配送・到着状況、避難所ニーズを関係機関の間で情報共有できるシステムの整備について新設をしていただきました。三重県におきましては、国のプッシュ型支援による物資を基礎自治体の拠点や避難所まで円滑に輸送するための「三重県広域受援計画（仮称）」の策定に向けて現在検討を進めております。ちなみに先日、山口県もこの広域受援計画を策定していただきました。

ICTの活用による情報共有システムは、こういう計画の実効性を高めますし、迅速な災害

対策活動に非常に有効でありますので、システムの構築を一日も早く実現していただくことを期待しておりますし、我々も地方自治体としてしっかりと協力してまいりたいと思っております。

2点目は、避難所等の非構造部材の耐震化であります。避難所などの非構造部材の耐震化について新設していただきました。しかしながら、地方自治体においては避難所となる学校施設などの非構造部材の耐震対策が財源面の課題などから進んでいない自治体もございます。国におかれましては、国庫補助基準の緩和など、御配慮をぜひお願いしたいと思っております。

全国知事会からは以上でございます。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） ただいまの御発言について、松野文部科学大臣からお願いいたします。

○松野文部科学大臣 学校施設は子供たちの学習・生活の場であり、また、災害時には地域住民の避難所にもなる極めて重要な施設です。

文部科学省では公立学校施設整備費として、平成28年度第二次補正予算では約1,400億円、平成29年度予算では約700億円を計上し、その中で非構造部材の耐震対策の支援をしているところです。

また、平成28年度第二次補正予算より社会体育施設における非構造部材の耐震対策について補助対象を拡充したところです。

今後とも、地方公共団体が計画的に施設整備を行うことができるよう、必要な予算の確保に全力で努めてまいります。

以上です。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） それでは、私から一言申し上げます。

御指摘の関係機関間における情報共有については、昨日、中央防災会議の枠組みにおいて「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を開催し、各機関が有する情報の共有に係るルールづくりについて、ICTを活用した具体のプロジェクトとともに一体的に進めてまいります。

本推進チームには、地方公共団体の代表として、鈴木知事や市町村の首長にも御参画いただいております。災害対応の最前線に立つお立場から御意見を賜ることにより、実効性のある仕組みになるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

続きまして、横倉委員からお願いいたします。

○横倉委員 日本医師会では、昨年11月30日に四病院団体協議会とともに「災害医療を国家として統合するための提言」を取りまとめ、松本純防災担当大臣に提出いたしました。

この趣旨は資料の1枚目のおりですが、要は、自然災害だけでなく、今後起こり得るテロ災害など、あらゆる災害に対してあらゆる手段で対応できる“All Hazard, All Approach”の体制を強化することを、医療を担う立場からお願いするという内容です。

さらに、これからの時代は、さまざまな医療・介護・福祉の連携も視野に入れなければ

なりません。そのため、リハビリ専門職や栄養士などが医療チームで活躍していくことが期待されます。災害救助法の適用も含め、さらなる御理解と御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） ただいまの御発言について、塩崎厚生労働大臣からお願いいたします。

○塩崎厚生労働大臣 平成28年に発生した熊本地震、台風10号など、さまざまな災害に對しまして、JMATなどの医療チームが被災者の救命に全力を尽くしていただき、成果を上げていることに御礼を申し上げたいと思います。

また、先ほどの横倉委員からの提言につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、時宜を得たものだと思います。敬意を表したいと思いません。

厚生労働省としては、いただきました提言を踏まえながら、災害に強い医療提供体制の構築に努めてまいりたいと考えており、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○松本内閣府特命担当大臣（防災） それでは、私から一言申し上げます。

災害時に活動する医療チームに、リハビリなどの専門職が従事することは、被災者のケアの質を高め、きめ細やかな支援が行えると考えられます。

そのため、災害救助法による災害救助費においても、こうした医療チームが応急段階で活動する際の費用は支弁の対象となるものとしております。

内閣府としても、関係機関や地方自治体とも連携して、被災者に対する支援が適切に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

その他、ございますでしょうか。

特にないようですので、決定事項である議題1及び2についてお諮りいたします。議題1及び2について、原案のとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○松本内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、議題1及び2について、原案のとおり進めることといたします。

最後に総理から一言お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 防災基本計画の修正、及び平成29年度総合防災訓練大綱の策定に当たりまして、皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

各大臣にあつては、本日の決定に基づき、さらなる防災・減災対策の充実・強化に向け、それぞれの持ち場において強いリーダーシップを発揮し、そして政府一体となって対策を着実に推進していただきたいと思いません。

政府としては、本日の会議の結果を踏まえ、総合的な防災対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

皆様の一層の御理解と御協力を、改めて、心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○松本内閣府特命担当大臣（防災）　ありがとうございました。

今後とも災害対策の一層の充実に努めてまいりますので、委員各位におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

本日の審議の内容等につきましては、本日の閣議後の会見において、私から発表することといたします。

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。